演題番号:E7

動物園における飼養鳥の高病原性鳥インフルエンザ発生を受けた対応事例について

○硲 一樹 1). 湯橋 翔 1). 應田 学 1). 中田純子 2). 形部裕昭 1)

- 1) 和歌山県田辺保 2) 和歌山県食品・生活衛生課
- 1. はじめに:高病原性鳥インフルエンザ(以下 HPAI) は伝染力が強く死亡率の高い伝染病であることから、家禽類で発生した場合は家畜伝染病予防法に基づき殺処分の対象となり、家畜衛生部局が対応している。一方家禽類以外の飼養鳥で発生した場合、法的な規制はなく、「動物園等における飼養鳥に関する高病原性鳥インフルエンザへの対応指針(環境省)」(以下環境省指針)を参考に、公衆衛生部局が主として対応することとなる。今回当所管内にある動物園において、家禽類及び飼養鳥の HPAI 発生事例があったので、その対応について報告する。
- 2. 材料及び方法: (1) 死亡及び生きたアヒルに対して簡易検査 (エスプライン®A インフルエンザ) と PCR 検査を実施。(2) 衰弱死亡したペリカン 3 羽の簡易検査と 5 羽の PCR 検査を実施。(3) 衰弱死亡したチリーフラミンゴ 1 羽の簡易検査及び PCR 検査を実施。
- 3. 結果: (1) アヒル 8 羽で簡易検査陽性、PCR 検査陽性 (2) ペリカン 3 羽簡易検査陰性、簡易検査で陰性であった 1 羽を含む 2 羽で PCR 検査陽性 (3) チリーフラミンゴ 1 羽簡易検査 陰性、PCR 検査陽性。
- 4. 考察及び結語:アヒルでは簡易検査及びPCR検査共に陽 性を呈したが、ペリカン及びチリーフラミンゴでは、簡易検 香陰性であった。しかし、起立不能や神経症状を呈すなどの 症状が認められたため、PCR検査を実施したところ陽性の結 果が得られた。検査に用いた簡易検査キットは鶏の検査用に 開発されたものであり、今回の結果から鶏以外での飼養鳥へ の使用においては、症状を考慮するなど恒重な判断が必要で あると考える。また、HPAI陽性個体と同所での飼養鳥につ いては、環境省指針を参考に、殺処分せず隔離飼養の上経過 観察を行った。当該施設ではアヒルでHPAIを確認後、休園 し防疫対策を講じていたが、鳥類の飼養施設を立入禁止区域 として発生後2週間で営業を再開。再開後も立入禁止区域の チリーフラミンゴ1羽でHPAIが発生したが、それ以上の感 染拡大は認められず、感染個体以外の飼養鳥を殺処分するこ となく最終発生から1ヶ月後には、一部の防疫対策を継続しな がら早期の営業再開を可能とした。今回の事例を踏まえて、 家禽類以外の飼養鳥がいる施設でのHPAI発生に備え、家畜 衛生部局との連携はもちろんのこと、公衆衛生部局において も検査手技を含めた研修等の実施が必要であると考える。